

## 議事要旨(6) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社(SPE)専門委員会では、IASBから公表されている公開草案 ED10「連結財務諸表」(以下「公開草案」という。)に対するコメントについての検討が行われている旨の説明がなされた。続いて、秋葉主席研究員よりコメント案の説明がなされた。

- ・ 公開草案における支配の定義は、パワーとリターン両方の要素を含み、SPEのように統治機関が必ずしも必要とされていない企業に対しても適用できるため同意としているが、議決権が過半に満たない場合や組成された企業に関する取扱いが明確ではないと考えられるため、改善するための提案をコメントしている。
- ・ 報告企業が他の企業の議決権の過半を有していない場合でも、報告企業が当該企業の活動を左右するパワーを有する場合として、公開草案では「報告企業が他のいかなる企業よりも多くの議決権を有する場合」を挙げているが、わが国における実務経験を踏まえ、実行可能性をより高めるために、「他の企業の議決権の高い比率を所有しており、他の者よりも議決権を有している場合」とするとともに、「高い比率を有していない場合でも、緊密な者や同意している者と合わせて過半数を有する場合」を加えることを提案している。
- ・ また、報告企業が他の企業の議決権の過半を有していない場合でも、報告企業が当該企業の活動を左右するパワーを有する場合とされている「保有する議決権によって、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに十分であること」については、「保有する議決権及びその他の関与の組み合わせによって」とし、「十分」であることが実践的に適用できるように、ガイダンスを整備することを提案している。
- ・ 公開草案における組成された企業の定義には、議決権に加えてアレンジメントによる活動の制限が織り込まれているが、公開草案の他の箇所では、組成された企業以外の通常の企業の場合でも、報告企業は他の企業の活動を左右するパワーをアレンジメントによって有する場合があるとされているため、組成された企業ではないのかが不明確になる。したがって、組成された企業の定義からアレンジメントによる活動の制限についての記述をなくし、「議決権を通じては、その活動が左右されない企業」とすることを提案している。
- ・ 公開草案では、開示の拡張によってIAS28号「関連会社に対する投資」における開示との重複が生じる等の理由により、「重要な影響の定義や持分法の使用についてIASBは検討を行うべきか」という質問に対しては、現実的な弊害が生じていない持分法の使用を削除することを念頭に置いた検討を行うべきではない旨をコメントしている。

これらの説明に対する委員等からの発言は、次の通りである。

- ・ 組成された企業の定義が、今回のASBJからの提案によってどのように改善されるのかとの質問があり、これに対して事務局からは、そもそも組成された企業という区分は、支配の適用には直接関係しないが、その定義を「議決権によってはその活動が左右されない企業」とすることによって、組成された企業以外の企業については、議決権の過半を有しているか否かにかかわらず、保有する議決権の評価を中心にパワーの判断がなされることが明確になると考えられると回答された。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。